

特別支援教育

1 特別支援教育の内容の改善について（中央教育審議会答申より）

(1) 改善の基本方針

特別支援教育については、その課題を踏まえ、①社会の変化や子どもの障害の重度・重複化、多様化、②複数の障害種別に対応した教育を行うことのできる特別支援学校制度の創設、③幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等における特別支援教育の制度化などに対応し、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した適切な教育や必要な支援を行う観点から、教育課程の基準の改善を図る。

（注：現在、高等学校等の通常の学級に在籍する障害のある子どもについては、その実態に応じ、指導内容や指導方法を工夫することとなっている。）

【特別支援教育の課題】

- 地域における特別支援教育を推進する上で、「特別支援学校」がその専門性を生かしながら、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等の要請に応じて支援などを行う特別支援教育のセンター的機能を果たすことが求められている。
- 小・中学校の通常の学級において、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）等の子どもが約6%程度の割合で存在する可能性が示されている。これらの子どもも含め、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等における障害のある子どもに対し、適切な指導及び必要な支援を行うことが求められている。
- 障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習について、今後一層の促進を図るとともに、その効果的な実施が求められている。

(2) 改善の具体的事項

ア 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等の通常の学級における指導の充実について

- 小・中学校の通常の学級において、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）等の子どもが約6%程度の割合で存在する可能性が示されており、これらの子どもの障害特性などを十分に理解し、各教科等において適切な指導を行う必要がある。そこで、幼稚園、高等学校等も含め、障害のある子どもに対する理解と適切な指導を充実するため、次のような改善を図る。
 - ・ 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等の通常の学級に在籍する障害のある子どもに対し、必要に応じて、個別の指導計画の作成や個別の教育支援計画の策定を行うこと、特別支援学校や特別支援学級における指導方法を参考とした指導を行うようにすることなど、個々の障害に応じて必要な配慮が適切に行われるようにすることを明確にする。
 - ・ 後期中等教育段階において、障害のある生徒に対する適切な教育や必要な支援を行うことは重要な課題であることから、高等学校等における障害の状態に応じた指導の充実方策について、更に検討する。

イ 特別支援学校のセンター的機能の活用について

- 特別支援学校が、地域の特別支援教育のセンターとしての機能を生かし、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等の要請に応じて支援などを行うことは、子どものニーズに応じた教育を進めていく上で、大きな効果が期待される。そのため、幼稚園、

小学校、中学校及び高等学校等においても、特別支援学校のセンター的機能を活用し、障害のある子どもへの適切な指導及び必要な支援を行うための校内支援体制の整備に努める。

ウ 交流及び共同学習について

- 障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習については、双方の子どもたちの教育的ニーズに対応した内容・方法を十分検討し、早期から組織的、計画的、継続的に実施するよう努める。
- 障害のない子どもが、障害のある子どもについての理解と認識を深めることが重要であることから、理解と認識を深めるための指導を充実する。

エ 教師の専門性の向上や教育条件の整備等について

- 特別支援教育についての教師の資質の向上を図るため、特別支援学校教諭免許状の取得を通じた専門性の向上、国や都道府県等における研修や校内研修の充実などの施策を一層推進する。
- すべての教師の特別支援教育に対する理解と一定程度の専門性を定着させるため、教員養成段階における特別支援教育に関する内容の充実を図ることなどの施策を推進する。
- 子どもの障害の状態に応じた適切な指導を行うためには、必要な教職員定数等の改善を進めるとともに、特別支援教育支援員を含めた教職員の専門性の向上、スクールカウンセラーや学校医、外部の専門家の一層の活用、バリアフリーに対応した施設・設備の整備など、特別支援教育を推進する観点に立ち、きめ細かな教育条件の整備を進める必要がある。

2 道教委における高等学校に関わる特別支援教育についての考え方

(1) これまでの経緯

ア 国における経緯

平成15年3月28日の特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議による「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」を受けて、中央教育審議会は、平成17年12月8日に「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」答申した。この答申の提言等を踏まえ、文部科学省は、学校教育法の改正（平成19年4月1日施行）などの制度改正を行うとともに、同日付で初等中等教育局長名で「特別支援教育の推進について」通知した。

イ 道における経緯

道教委においては、文部科学省の動向を踏まえながら、これからの北海道における特別支援教育の在り方について検討するため、平成17年8月に「特別支援教育在り方検討委員会」を設置した。本委員会では、小・中学校等における障害のある児童生徒等に対する支援体制及び盲・聾・養護学校の教育の在り方について検討を重ね、平成18年3月には、「小・中学校等におけるLD、ADHD、高機能自閉症等を含む障害のある幼児児童生徒に対する支援体制の整備の在り方」を中心に検討した結果を「第1次報告」として取りまとめ、続いて平成19年2月には、当面する課題への対

応を中心に検討した結果を「第2次報告」として取りまとめ、道教委に報告した。

道教委では、この報告などを踏まえ、平成20年3月に、特別支援教育に関する平成20年度からおおむね10年間の基本的な考え方と施策の方向性を示す「特別支援教育に関する基本方針」を策定した。

(2) 「特別支援教育に関する基本方針」における高等学校に関する部分の概要

ア 校内委員会や特別支援教育コーディネーターなどの校内体制の整備と実態把握

○ 校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名など校内体制の整備が進められ、発達障がい（本方針では「障がい」表記。以下同じ。）を含む障がいのある生徒への支援がスタートしている。

○ 全校的な協力体制の下、発達障がいを含む障がいのある生徒の実態把握を行い、保護者や地域の関係機関等と連携して指導や支援の充実を図ることが大切である。

イ 個別の教育支援計画の策定や個別の指導計画の作成

○ 地域における専門家チームや巡回相談を活用するとともに、特別支援学校との連携を図るなどして、青年期における課題も踏まえて、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、指導や支援の充実を図る必要がある。

○ 学校間はもとより、学校と卒業後の就労先等との間で、個別の教育支援計画などの引継ぎが一層円滑に行われるよう、地域における体制づくりを促進する。

ウ 交流及び共同学習の充実

○ 障がいのある幼児児童生徒と障がいのない生徒との交流及び共同学習の一層の充実を図る。

エ 就労支援の充実

○ 福祉、労働等の関係機関や特別支援学校等と連携しながら、就労支援の充実を図る。

オ 教員の専門性の一層の向上

○ 発達障がいを含む障がいのある生徒に対する指導や支援が充実されるよう、教員の専門性の一層の向上を図る必要がある。

3 一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実

(1) 個別の指導計画の作成

ホームルーム担任等が学習等に困難を示す生徒に気付いた場合、校内委員会においてその原因や背景を含めて、実態を把握する必要がある。学習以外にも生徒指導面での課題を抱えている場合も多く、ホームルーム担任だけでなく、かかわる職員が情報を共有し、適切な実態把握と具体的な支援内容・方法を学校全体で組織的に検討することが大切である。

さらに、教職員の共通理解の下にきめ細かな指導を行うためには、生徒一人一人について、指導の目標や内容、配慮事項などを示した計画（個別の指導計画）を作成することが大切である。

個別の指導計画を作成するためには、校内委員会等で指導の方針に基づいた学習面、生徒指導面についての長期的な目標と短期的な目標を設定し、役割を明確にした指導の手立てを検討することが必要である。

個別の指導計画(例)

平成〇〇年度	〇年 〇組 〇番	氏名 〇 〇 〇 〇	性別 〇
--------	----------	------------	------

学習・生活等の様子や課題(困難さを感じていること)

- ・聞き間違い、聞き漏らしが多く、指示の理解が難しい。
- ・英単語を書いたり、難しい漢字を読むことや書くことが難しい。
- ・場の雰囲気を読み取ることが十分にできず、周囲の生徒との良好な関係を築けない。

本人の願い 周囲の生徒と仲良くし、友達をつくりたいと思っている。

保護者の願い 落ち着いて周りの生徒とかかわれるようになってほしい。

目標	長期目標	周囲の生徒と関わるができる自信をつけ、適切な進路を選択ができるようにする。
	短期目標	自分の苦手なことを理解し、カバーする方法を身に付ける。

支援の方針

- 話を最後まで聞く姿勢をとることができるよう注意を促す。
- 具体的に、わかりやすく、短く指示を出すようにする。
- 机間指導の際には、適宜言葉がけをする。
- 他の生徒とのトラブルが起きたときには、周囲の状況や相手の気持ちを考えることができるように、相談室等の別室で指導する。
- うまくできたことはしっかりほめ、自信ややる気もてるよう、また、自己肯定感が高まるようにする。

HR・教科等における対応・支援策	担当	HR 担任 〇〇 〇〇	養護教諭 〇〇〇〇	科目(〇〇) 〇〇 〇〇	科目(国語) 〇〇 〇〇	科目(英語) 〇〇 〇〇
	対応・支援策	家庭との連携 精神面の不安への対応 連絡事項はメモで渡す	精神面の不安への対応 医療機関との連携	〇〇の学習に自信がもてるように、小テストなどを事前に知らせる	板書した難しい漢字は読みあげて個別に確認する	板書の内容を精選する
	評価					
	担当	科目(〇〇) 〇〇 〇〇	科目(〇〇) 〇〇〇〇	科目(〇〇) 〇〇 〇〇	部活動 〇〇 〇〇	特別支援CO 〇〇 〇〇
	対応・支援策	部活動での様子について担任、保護者に伝える(連携を密にする)	校内委員会の開催 関係機関との連携

(2) 関係機関と連携した指導事例

A 高等学校における取組

○ A 高等学校は、定時制の小規模校である。生徒の多くが、対人関係を築くことが苦手であったり、学習の基礎や基本的な生活習慣が十分に身に付いていない状況にある。このため、学習面においては、基礎学力の定着を図る取組や体験活動などの取組を行ってきた。

○ 特別支援学校の支援を受けての校内研修会と実態把握

このような状況の中、本校では、生徒が抱えている困難さを理解するために、特別支援学校から講師を招いて実践的な校内研修を実施した。

1 回目は、発達障害等について理解を深めるための講義を受けた。この講義を受けて、校内では、チェックシートを用いた生徒観察を実施し、2 回目の校内研修会に備えた。

2 回目は、生徒観察の結果を踏まえて、生徒の実態把握の方法を研修した。

○ 校内体制の整備

校内委員会や研修会を実施する中で、生徒の中に ADHD の診断を受けた者がいることが判明した。生徒個々の特徴に配慮した支援のため、校内に「サポートチーム」を組織し、「サポートチーム」が関係機関に支援を依頼する「サポートシステム」という体制を構築した。

○ 校内体制の活用による関係機関との連携

B 君は、言語理解力や表現力が不足気味であるため、指示がうまく伝わらないなどの状況がみられた。そのため、校内サポートチームでは、専門家のアドバイスが必要であると判断した。そこで、本人、保護者の了解を得て、保健・福祉関係機関に相談し、B 君との面談を行ってもらうことにした。さらに、大学の附属機関とも連携し、教員と専門スタッフとの情報交換や生徒の面談を実施することによって、かかわり方のアドバイスを受けるようになった。その後、校内の相談室での指導を継続的に行うことにより、B 君は相手の気持ちを考えることや、周囲の人へ自分の意思を伝えることができるようになり、自主的に授業に参加することができた。

○ 校内体制の充実のための取組

今後は、次のような取組を図り、校内体制のさらなる充実を図っていく予定である。

- ・ 生徒の実態把握に基づいた学習内容の精選や指導方法・評価方法の在り方の研究
- ・ 体験的活動の推進による豊かな心の育成
- ・ 保護者との定期的な面談などによる連携
- ・ 生徒理解のための研修の充実
- ・ インターンシップの内容・方法の改善やハローワークとの連携による就労支援

【参考 URL】

■ 文部科学省 特別支援教育

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm

〔関係資料等〕

- 「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」
特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議（平成15年3月28日）
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/018/toushin/030301.htm
- 「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」
中央教育審議会（平成17年12月8日）
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05120801.htm
- 「学校教育法の改正（平成19年4月1日施行）などの制度改正」文部科学省
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material.htm
- 「特別支援教育の推進について（通知）」文部科学省（平成19年4月1日）
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/07050101.htm

■ 北海道教育委員会特別支援教育課

<http://www.dokyoj. pref. hokkaido. lg. jp/hk/tkk/index>

〔特別支援教育関係資料等〕

- 「個別の教育支援計画モデル」（平成17年4月）
- 「本道の小・中学校等におけるLD・ADHD・高機能自閉症等を含む障害のある幼児児童生徒の教育支援体制整備のためのガイドブック」（平成18年7月）
- 「障害のある幼児児童生徒にかかわる関係機関リスト」（平成19年3月）
- 「幼稚園、小学校、中学校高等学校における個別の教育支援計画の策定と活用」（平成19年3月）
- 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校等における特別支援教育推進のためのQ&A」（平成19年7月）
- 「特別支援教育に関する基本方針」（平成20年3月）
- 「パートナー・ティーチャー派遣事業 事例集」（平成20年4月）

■ 北海道立特別支援教育センター

<http://www.tokucen.hokkaido-c.ed.jp/>

■ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

<http://www.nise.go.jp/>

■ 発達障害教育情報センター（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所内）

<http://icedd.nise.go.jp/blog/index.html>

■ 厚生労働省発達障害情報センター

<http://www.mhlw.go.jp/ddis/index.html>